

藤岡市農業委員会

令和8年第4回

定例会議事録

令和8年4月6日招集

令和8年藤岡市農業委員会第4回定例会議事録

令和8年4月6日、藤岡市農業委員長 浅見 健司は、令和8年藤岡市農業委員会第4回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

- 議案第 14号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第 15号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 16号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 17号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 18号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について
議案第 19号 農業委員会の適正な事務実施について
報告第 6号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について
報告第 7号 農地法関係出願等について

[出席農業委員] (14名)

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 飯塚 光 | 2番 武藤 賢太郎 | 3番 秋谷 房江 | 4番 松村 敏恵 |
| 5番 清水 淑朗 | 6番 田沼 範明 | 7番 浅見 健司 | 8番 山口 暁 |
| 9番 清水 春樹 | 10番 中村 章弘 | 11番 折茂 新一 | 12番 鈴木 儀幸 |
| 13番 川村 信行 | 14番 塚本 欣吾 | | |

[出席農地利用最適化推進委員] (6名)

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|----------|
| 4番 黒澤 功 | 6番 茂木 敏夫 | 10番 水沼 勝美 | 13番 服部 毅 |
| 15番 宮下 功 | 17番 柳澤 憲司 | | |

[事務局]

- | | | | |
|---------|-------|--------|-------|
| 事務局 長 | 横田 道明 | 事務局 次長 | 三木 剛英 |
| 次長補佐兼係長 | 春山 崇 | 係長代理 | 金井 朝恵 |
| 係長代理 | 笠原 諒亮 | | |

(開会13時27分)

事務局次長 定刻になりましたので、ただ今から令和8年第4回定例会を進行させていただきます。はじめに、4月1日付けの人事異動により、私を含め異動がありましたので報告させていただきます。3年間お世話になりました真下次長が森林環境部森林課へ異動、2年間お世話になりました宮原さんが3月31日付けで退職となりました。その後任として、私 三木が次長と

して、金井さんが農地係員として着任しましたのでよろしくお願ひいたします。私から自己紹介をさせていただきます。

(三木次長挨拶)

(金井係長代理挨拶)

事務局次長 よろしくお願ひいたします。本日の下審査につきましては、中庁舎3階の小会議室を用意しております。1班の委員さんにつきましては、申し訳ありませんが、この後、移動をお願ひ致します。開会の前に資料の訂正をお願ひいたします。議案書6ページ、整理番号5番、申請人の方の漢字が間違っておりましたので、訂正させていただきます。それでは、開会にあたりまして、浅見会長より挨拶をお願ひいたします。

(会長挨拶)

事務局次長 有り難うございました。それでは、会長に議事進行をお願ひいたします。

議長 それでは、ただ今より、令和8年第4回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数14名中、出席委員14名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。11番 折茂委員、12番 鈴木委員の両名にお願ひいたします。それでは議事に入らせていただきます。議案第14号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について上程します。事務局より説明願ひます。

事務局 はい、ご説明いたします。議案第14号は、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請があったので決定を求めるものです。整理番号1番です。土地の表示は、当初計画・変更計画ともに浄法寺 畑 691㎡です。申請人は市外のUさんです。当初許可は、令和8年2月16日付けです。計画の変更理由について、申請人は当初一般住宅と社宅を建築する計画だったが、許可後に社宅を取りやめ、附属建物として一部にデスクワーク作業のスペースを設けたインナーガレージを建築する計画に変更したく本申請に及んだ。施設概要について、当初計画は一般住宅用地及び社宅用地、変更計画は一般住宅用地です。付近の状況は東：畑、南：道路、西：宅地、北：境内地です。誓約書が添付されております。農地区分は、第二種農地と判断されます。以上で説明とさせていただきます。

議長 議案第14号整理番号1番について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決いたします。議案第14号整理番号1番について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願ひします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第14号整理番号1番については、許可と決定します。続きまして、議案第15号農地法第3条の規定による許可申請について、議案第16号農地法第4条の規定による許可申請について、議案第17号農地法第5条の規定による許可申請について、以上3議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この3議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査については、一覧表のとおりとしてありますので、よろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(休憩13時40分)

(再開14時25分)

議長

休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第15号農地法第3条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長

報告いたします。議案第15号農地法第3条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番から5番の5件です。整理番号1番は藤岡のSさんが、農業経営の規模拡大を図るため、鮎川の農地1筆、面積455㎡を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書20ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。整理番号2番は白石のTさんが、農業経営の規模拡大を図るため、白石の農地3筆、面積2,736㎡を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書20ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。整理番号3番は白石のHさんが、農業経営の規模拡大を図るため、白石の農地1筆、面積933㎡を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書21ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と認められます。整理番号4番は金井のTさんが、新たに農業経営を開始するため、金井の農地1筆、面積551㎡を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書21ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。整理番号5番は市外の法人が、農業経営の規模拡大を図るため、鬼石の農地4筆、面積2,791㎡を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書22ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しましたが、委員さんの中で、ここで本当に農業ができるのか、この法人に確認した方がよろしいのではないかという意見があり保留といたしました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 15 号整理番号 1 番から 5 番について 1 班の班長さんより報告がありました。整理番号 1 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 15 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 15 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に整理番号 2 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 15 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 15 号整理番号 2 番は許可と決定します。次に整理番号 3 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 15 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 15 号整理番号 3 番は許可と決定します。次に整理番号 4 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 15 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 15 号整理番号 4 番は許可と決定します。次に整理番号 5 番についてですが、保留ということですので、保留審査会を開くということではよろしいでしょうか。

(賛成)

議長 　では、議案第 15 号整理番号 5 番については、保留とし、保留審査会を開くということでもよろしくお願ひいたします。続きまして、議案第 15 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 　報告いたします。議案第 15 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 6 番から 9 番の 4 件です。整理番号 6 番は篠塚の S さんが、藤岡インターチェンジ西産業団地第 2 期造成事業により自作地が減少するため、代替地として取得するため、上栗須と篠塚の農地 2 筆、面積 5,561 m²を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 22 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。整理番号 7 番は藤岡の S さんが、農業経営の規模拡大を図るため、上大塚の農地 1 筆、面積 1,188 m²を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 23 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。整理番号 8 番は上大塚の M さんが、農業経営の規模拡大を図るため、本郷の農地 3 筆、面積 362 m²を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 23 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。整理番号 9 番は市外の I さんが、農業経営の規模拡大を図るため、三本木の農地 9 筆、面積 7,874 m²を贈与にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 24 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 　議案第 15 号整理番号 6 番から 9 番について 2 班の班長さんより報告がありました。整理番号 6 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 　特に意見もないようですので、採決します。議案第 15 号整理番号 6 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 　挙手全員でありますので、議案第 15 号整理番号 6 番は許可と決定します。続きまして整理番号 7 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 15 号整理番号 7 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 15 号整理番号 7 番は許可と決定します。続きまして整理番号 8 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 15 号整理番号 8 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 15 号整理番号 8 番は許可と決定します。続きまして整理番号 9 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 15 号整理番号 9 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 15 号整理番号 9 番は許可と決定します。続きまして、議案第 16 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 16 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番の 1 件です。整理番号 1 番は、鮎川の M さんが、鮎川の農地を農家用住宅用地（敷地増）として転用するもので、農地 1 筆、面積は 1,022 m²、農地区分は第一種農地として判断されますが不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 16 号整理番号 1 番について 1 班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 16 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 16 号整理番号 1 番は許可と決定します。続きまして、議案第 16 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 16 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 2 番の 1 件です。整理番号 2 番は、白石の H さんが、白石の農地を農家住宅用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 220 m²、農地区分は第一種農地として判断されますが不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 16 号整理番号 2 番について 2 班の班長さんより報告がありましたが、整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 16 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 16 号整理番号 2 番は許可と決定します。続きまして、議案第 17 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 17 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番から 5 番の 5 件です。整理番号 1 番は、市外の法人が、上戸塚の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 1,274 m²、農地区分は第二種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 2 番は、岡之郷の N さん夫婦が、岡之郷の農地を使用貸借にて借り受け、専用住宅用地（分家住宅）として転用するもので、農地 1 筆、面積 573 m²、農地区分は第一種農地と判断されますが不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 3 番は、市外の法人が、下日野の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 1,440 m²、農地区分は第二種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 4 番は、市外の

法人が、鬼石の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地4筆、面積902㎡、農地区分は第二種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号5番は、坂原のHさんが、坂原の農地を贈与にて取得し、山林用地として転用するもので、農地1筆、面積859㎡、農地区分は第二種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第17号整理番号1番から5番について1班の班長さんより報告がありました。整理番号1番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第17号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第17号整理番号1番は許可と決定します。次に整理番号2番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第17号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第17号整理番号2番は許可と決定します。次に整理番号3番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第17号整理番号3番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第17号整理番号3番は許可と決定します。次に整理番号4番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 17 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 17 号整理番号 4 番は許可と決定します。次に整理番号 5 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 17 号整理番号 5 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 17 号整理番号 5 番は許可と決定します。続きまして、議案第 17 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 17 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 6 番から 12 番の 7 件です。整理番号 6 番は、中栗須の N さん夫妻が、上大塚の農地を売買にて取得し、専用住宅用地（指定集落内建物）として転用するもので、農地 1 筆、面積 289 m²、農地区分は第二種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 7 番は、市外の法人が、中大塚の農地を賃貸借にて借り受け、砂利採取用地（一時転用）として転用するもので、農地 6 筆、面積 12,780 m²、農地区分は農振ですが一時転用のため問題ありません。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 8 番は、市外の法人が、中大塚の農地を賃貸借にて借り受け、通路用地（一時転用）として転用するもので、農地 6 筆、面積 2,970 m²、農地区分は農振ですが一時転用なので問題ありません。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 9 番は、中栗須の W さんが、篠塚の農地を使用貸借にて借り受け、専用住宅用地（分家住宅）として転用するもので、農地 1 筆、面積 473 m²、農地区分は第二種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 10 番は、市内の法人が、本郷の農地を売買にて取得し、資材置場用地として転用するもので、農地 2 筆、面積 1,248 m²、農地区分は第一種農地と判断されますが不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 11 番は、市外の法人が、矢場の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 1,822 m²、農地区分は第二種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 12 番は、市外の法人が、高山の農地を

売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地2筆、面積1,004㎡、農地区分は第二種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第17号整理番号6番から12番について2班の班長さんより報告がありました。整理番号6番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第17号整理番号6番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第17号整理番号6番は許可と決定します。次に整理番号7番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第17号整理番号7番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第17号整理番号7番は許可と決定します。次に整理番号8番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第17号整理番号8番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 挙手多数でありますので、議案第17号整理番号8番は許可と決定します。なお、整理番号7番と8番については一体的な利用のうえ、合計で3,000㎡を超えていますので、許可相当として群馬県農業会議常設審議委員会へ意見聴取いたします。次に整理番号9番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 17 号整理番号 9 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 17 号整理番号 9 番は許可と決定します。次に整理番号 10 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 17 号整理番号 10 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 17 号整理番号 10 番は許可と決定します。次に整理番号 11 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 17 号整理番号 11 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 17 号整理番号 11 番は許可と決定します。次に整理番号 12 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 17 号整理番号 12 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 17 号整理番号 12 番は許可と決定します。続きまして、議案第 18 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 9 ページをご覧ください。議案第 18 号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構へ要請するために計画を作成したものです。10 ページから 12 ページの

計画につきましては、地域計画に掲載予定である農地及び地域計画外の農地の貸借に係わる計画であり、農業委員会には計画を要請することの承認を求めているもので、今回の対象地は52件です。13ページの計画につきましては、中間管理機構を通して貸し借りされている農地の借人を変更するときに作成される計画で、今回の対象地は4件です。14ページの計画につきましては、中間管理機構を通して農地の所有権の移転をするときに作成される計画で、今回の対象地は1件です。以上で、議案第18号の説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 　ただ今、議案第18号について、事務局の説明が終わりましたが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、本議案に係る委員の退席を願います。

＜関係委員退席＞

1班班長 　ただ今、議長が関係する委員として退席されましたので、第1班班長より議事進行いたします。議案第18号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について何か意見がありましたら、お願いします。

（意見なし）

1班班長 　特に意見もないようですので、採決します。議案第18号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

1班班長 　挙手全員でありますので、議案第18号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、原案のとおり決定します。

＜関係委員着席＞

議長 　続きまして、議案第19号農業委員会の適正な事務実施について上程します。事務局より説明願います。

事務局 　はい、ご説明いたします。議案第19号農業委員会の適正な事務実施についてご説明いたします。農業委員会の適正な事務実施について、令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）を作成したので農業委員会の決定を求めるものであります。農業委員会は、最適化活動の目標を設定し、実施状況及び目標の達成状況について、農業委員会に関する法律、第37条の

規定により、その結果を公表することされておりますことから案を作成したものです。別添の資料1枚目をご覧ください。別記様式1、令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）でございます。令和8年4月1日の農業委員会の状況ですが、1は令和5年度に改選された農業委員会の現体制の状況です。2といたしまして農家・農地等の概要については、2020年農林業センサス等の統計調査を基に記入してあります。大項目Ⅱの最適化活動の目標、(1)の農地の集積ですが、令和8年3月現在の現状の、管内の農地面積1,590haに対し、これまでの集積面積692haで、集積率43.5%となっており、農業従事者の高齢化や耕作放棄地の増加が課題となり集積が進まない原因となっております。目標については、藤岡市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針に基づき、令和9年度末を目標年度とし、集積率45.0%としております。今年度は集積率44.1%を目指し、新規集積面積10ha、今年度末の目標集積面積は、これまでの集積面積692haと新規集積面積10haの計で702haでございます。次に資料2枚目をご覧ください。(2)の遊休農地の解消ですが、令和7年度利用状況調査により判明した遊休農地59.0ha、緑区分39.1ha、黄区分19.9haであり、調査の円滑な実施と土地所有者への指導徹底が課題となっております。目標として緑区分は、令和3年度に確認された遊休農地を5年間で解消することを目標とするため22.1haの5分の1、4.4ha、黄区分については、解消のための工程表の策定方針となっておりますので関係機関と協議し、工程表を策定する予定です。新規発生遊休農地の解消目標面積16.1haは、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地で解消することを目標とするものでございます。(3)の新規参入の促進ですが、令和5年度から令和7年度の新規参入者の状況で新規参入者の農地及び農業用施設の取得が課題となっております。また、今年度の目標については、権利移動面積令和4年度から令和6年度の3ヶ年の平均の1割以上を記入するとされておりますので3.1haとなります。次に資料3枚目をご覧ください。最後に最適化活動の活動目標ですが、最適化活動を行う日数目標、活動強化月間の設定、新規参入者相談会の実施等を設定いたしました。推進委員等が最適化活動を行う活動日数につきましては、月当たり10日程度と示されておりますが、最低でも月6日以上ということでありましたので、6日としました。活動については、農地の見回り活動なども1日とカウントすることが出来るのでご理解ご協力をお願いします。次に、活動強化月間を3回以上設定しなくてはならないため、目標としまして、利用状況調査と同時期になりますが、8から10月を、遊休農地解消の目標とさせていただきました。新規参入相談会への参加目標につきましては、1回としてJA主催で毎年開催している相談会へ参加していただきたいと考えております。以上で、議案第19号の説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

議長

ただ今、議案第19号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたら、お願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 19 号農業委員会の適正な事務実施について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 19 号農業委員会の適正な事務実施について、原案のとおり決定します。続いて、報告第 6 号・第 7 号を一括して上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 16 ページをご覧ください。報告第 6 号ですが、今月ご報告いたします農地転用届出は、5 条が 4 件ございます。詳細については 17 ページの一覧表でご確認ください。続きまして報告第 7 号ですが、議案書 18・19 ページをご覧ください。今月ご報告いたします農地法関係出願等は、4 条の許可証明が 1 件、5 条の許可証明が 2 件、受理証明が 1 件、耕作証明が 7 件、引き続き農業を行っている旨の証明が 2 件、許可取消が 1 件ございまして、証明書を発行いたしました。内容につきましては、一覧表をご確認ください。以上で報告とさせていただきます。ご確認をよろしく願いいたします。

議長 ただ今、報告第 6 号・7 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、以上をもちまして、令和 8 年第 4 回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(閉会 15 時 03 分)